

8月から

医療費等が変わります!

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げ

1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から下記のとおり引き上げられます。

	平成30年7月分まで			細分化引き上げ 引き上げ	平成30年8月分から		
	所得区分	外来(個人ごと)	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額(世帯ごと)		所得区分	外来(個人ごと)	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額(世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (44,400円)		Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)	
			Ⅱ ^{※2} 標準報酬月額53万~79万円		167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)		
一般	標準報酬月額26万円以下	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 (44,400円)		標準報酬月額26万円以下	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 (44,400円)
			低所得			Ⅱ 住民税非課税	24,600円

〈 〉は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

※2 現役並み区分Ⅰ・Ⅱの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げ

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられます。

	平成30年7月分まで		細分化引き上げ	平成30年8月分から			
	所得区分	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/年額(8月~翌年7月)		所得区分	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/年額(8月~翌年7月)		
現役並み	標準報酬月額28万円以上	67万円		Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	212万円		
				Ⅱ 標準報酬月額53万~79万円	141万円		
一般	標準報酬月額26万円以下	56万円		Ⅰ 標準報酬月額28万~50万円	67万円		
				標準報酬月額26万円以下	56万円		
低所得	Ⅱ 住民税非課税	31万円		Ⅱ 住民税非課税	31万円		
				Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	19万円 ^{※2}	Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	19万円 ^{※2}

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

65歳以上現役世代並み所得者の介護保険利用者負担割合が引き上げ

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の2割負担者のうち、とくに所得の高い層の利用者負担が3割に引き上げられます。[月額44,400円の負担上限あり]

	負担割合
年金収入等340万円以上 ^{※1}	2割 ▶ 3割
年金収入等280万円以上 ^{※2}	2割
年金収入等280万円未満	1割

※1 「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合は463万円以上)」。単身で年金収入のみの場合344万円以上が想定されています。具体的な基準は今後政令で定められます。

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合は346万円以上)」。単身で年金収入のみの場合280万円以上。